

国際社会文化研究所
2020 年度研究プロジェクト審査要項

1. 審査委員の構成

審査委員は、国際社会文化研究所規程に定める運営会議構成員とする。ただし、構成員が審査対象プロジェクトの研究代表者又は共同研究者として申請する場合は、当該構成員は全ての研究プロジェクトの審査をおこなわないこととする。これにより、審査委員が 5 名を下回る場合は、運営会議が審査委員を選出する。

2. 審査方針

- (1) 国際社会文化研究所規程に定める社文研の目的に沿う研究であることを総合的に審査する。

国際社会文化研究所規程 第 3 条

社文研は、地域、社会、福祉、国際文化、国際共生及びその他の人文社会系に関する総合的学術研究並びに国際的研究交流を推進し、これらの分野における学術研究の向上に寄与するとともに研究成果の社会還元を図ることを目的とする。

- (2) 教材作成を目的とするものは、採択しない。

3. 審査方法

- (1) 下記の項目について審査し評価する。

- ①研究目的について
- ②研究計画・方法について
- ③準備状況及び研究成果を社会に発信する方法について
- ④研究費の妥当性・必要性について
- ⑤研究業績について

- (2) 各項目における評価は 5 点満点で、評点は 1 点刻みとする。なお、応募者は、審査委員が各項目につけた評価の平均点の開示を希望することができる。

評点	評価内容
5	非常に優れている
4	優れている
3	標準である
2	やや劣っている
1	劣っている

※1 書式を変更した申請については、全体評価(各項目につけた評価の平均点)から 1 点を減じる。

※2 全体評価が 3.0 未満の研究プロジェクトについては、採択しない。

- (3) 審査委員のコメントは次のとおり取り扱う。

- ①コメントは研究改善を促す内容とし、開示を希望した応募者に対して開示する。
- ②審査委員は評価項目のいずれかで 2 点以下の点数をつけた場合、改善に向けてのコメントを記入しなければならない。

- (4) 「国際社会文化研究所研究プロジェクトの研究成果に係る評価要項」に基づき得られた評価結果(評点)の利用を希望する申請者(申請プロジェクトの研究代表者に限る)は、「国際社会文化研究所 研究成果に係る評価結果利用申請書」を提出することにより、全体評価に加点して、審査を受けることができる。

以 上